

# 越生町国土強靱化地域計画

## 目次

第1章	はじめに	p1
1	策定の趣旨	p1
2	計画の位置付け	p2
3	計画策定の進め方	p4
第2章	本町の地域特性	p5
1	位置及び地勢	p5
2	地形	p5
3	人口・世帯数	p6
4	経済	p7
第3章	想定される大規模自然災害	p9
1	地震	p9
2	風水害	p10
3	大雪	p10
第4章	計画の目標	p11
1	計画推進の基本的な考え方	p11
2	基本目標	p13
3	事前に備えるべき目標（行動目標）	p13
第5章	脆弱性評価	p14
1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	p14
2	脆弱性の評価・分析	p16
第6章	強靱化に向けた施策の推進方針	p27

## 第1章 はじめに

### 1 策定の趣旨

#### (1) 計画の策定趣旨

平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、平成26(2014)年6月には基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が策定されました。

また、平成30(2018)年12月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済状況等の変化を踏まえ、基本計画に中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトに渡る推進方針が盛り込まれました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められています。

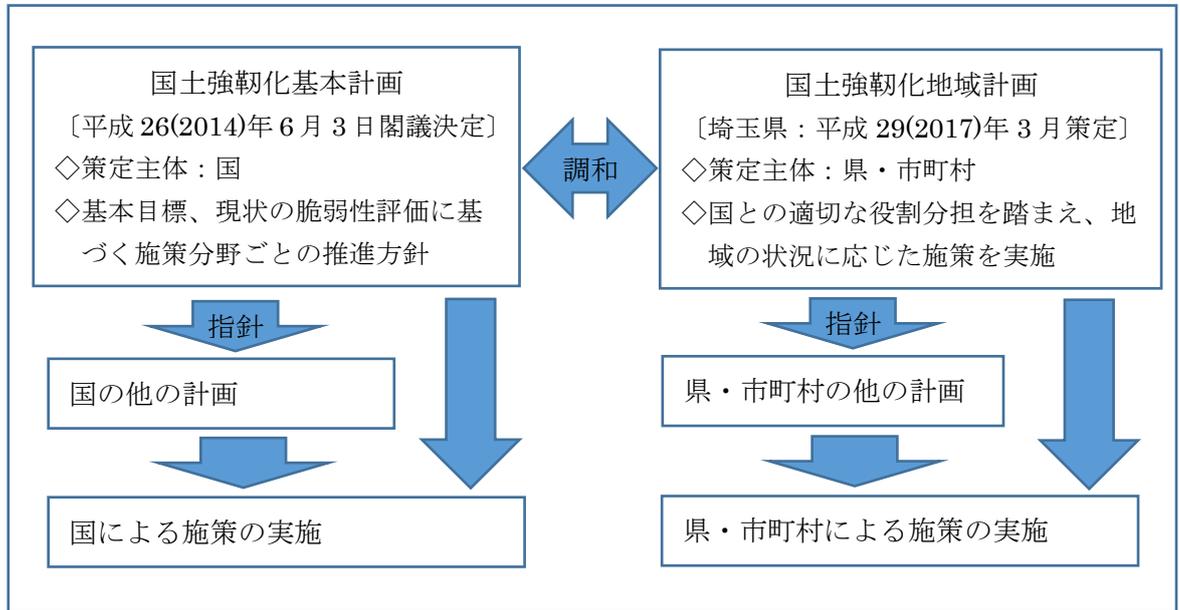
本町においても、基本法の趣旨やこれまでの教訓を踏まえ、大規模自然災害が発生した場合でも町民の生命と財産を守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持った「強靱な地域」をつくりあげるため、越生町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定します。

#### (2) 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた相互的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

## 2 計画の位置付け

### (1) 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画との関係



#### 基本法第13条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

#### 基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

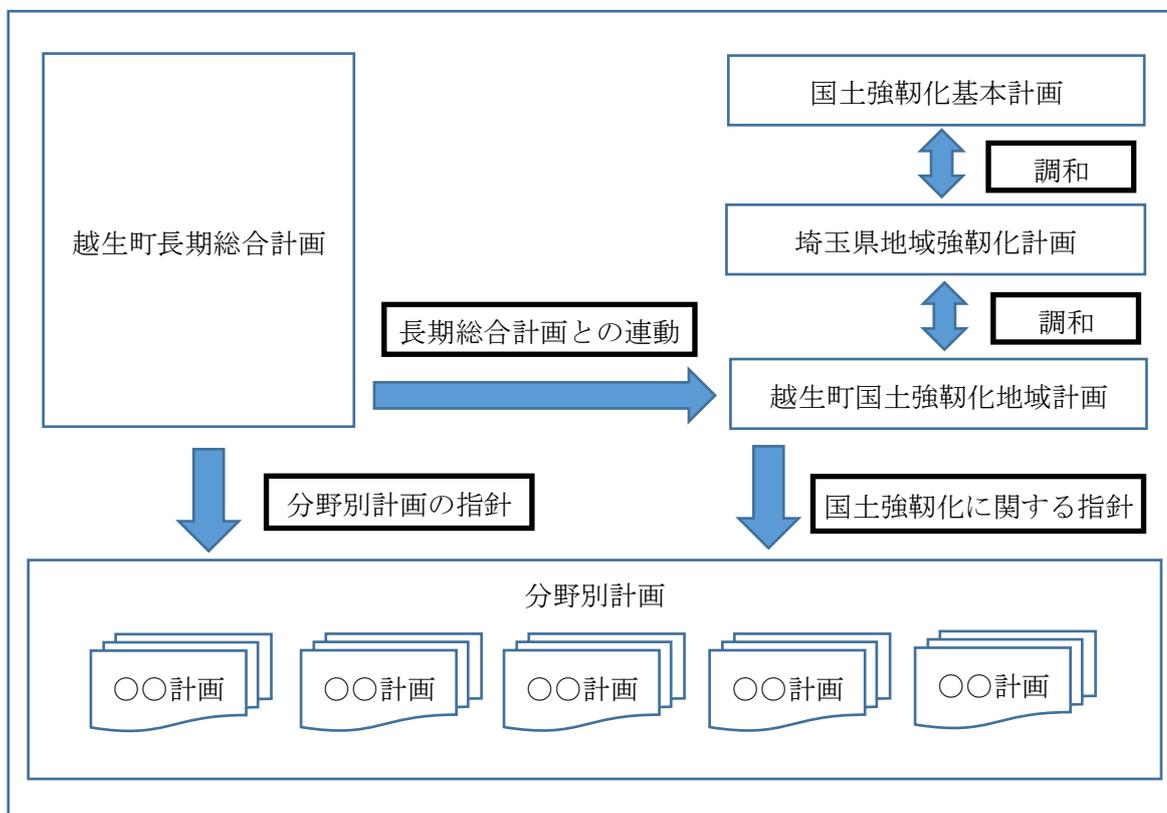
国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

### (2) 越生町国土強靱化地域計画と関連計画との位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」として、本町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として策定します。

そのため、本計画は本町を包含する計画である基本計画と県地域計画との調和を図るとともに、本町の行財政運営における最上位計画である「越生町長期総合計画」との連動を図り、本町における様々な分野別計画の強靱化に係る指針となります。

【越生町国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け】



(3) 越生町地域防災計画との関係

本町における防災への取組について定めた「越生町地域防災計画」は、「震災対策編」「風水害対策編」など、災害の種類ごとに災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等の視点を置いた計画となっています。

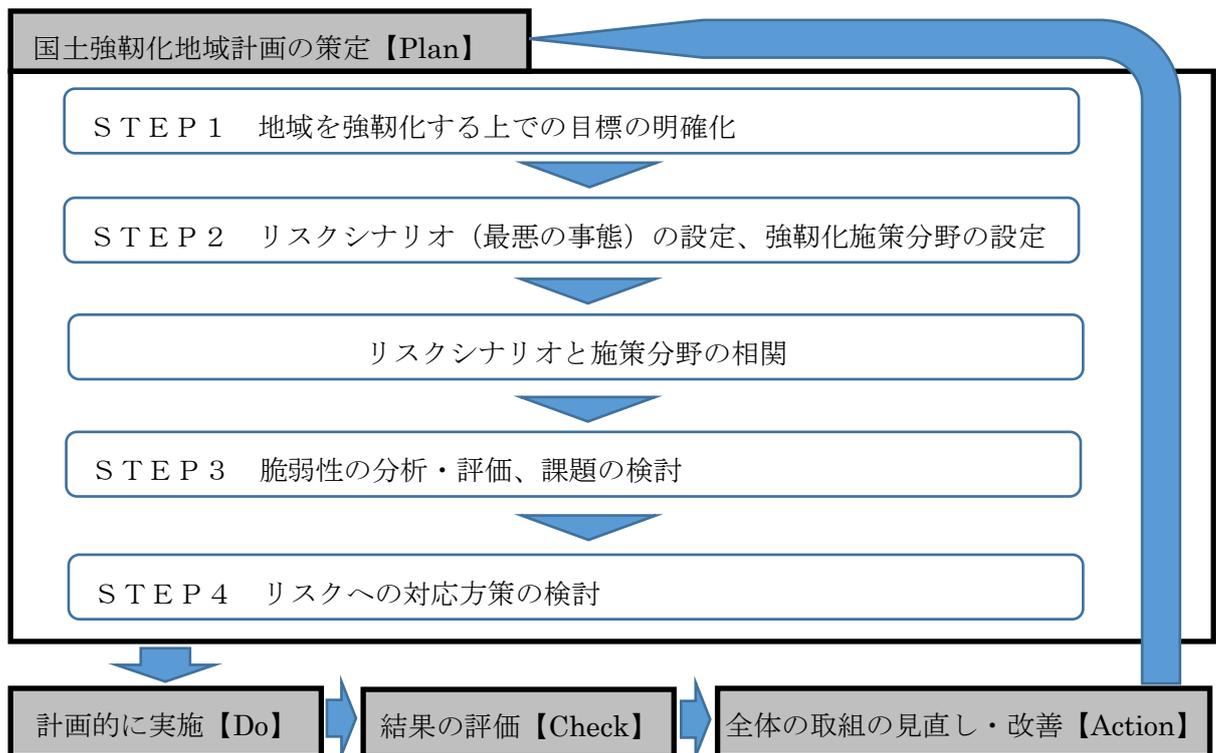
一方、本計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両計画はどちらも災害発生というリスクに対する計画であり、それぞれの目的にあわせて役割分担を図りながら、災害に対するすべてのフェーズにおいて備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進します。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害を想定し、地域社会を強靱化	災害の種類ごとに、発生時の対応力を強化
対象フェーズ	災害発生前（平時）	災害発生前・災害発生時・災害発生後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオを回避するための施策	予防・応急・復旧対策

### 3 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。



## 第2章 本町の地域特性

### 1 位置及び地勢

本町は、埼玉県の南西部にあって、首都 50km 圏にあります。東は比企郡鳩山町、西は飯能市、南は入間郡毛呂山町、北は比企郡ときがわ町に接し、東西約 9.5km、南北約 7.9km、総面積 40.39 km<sup>2</sup>を有し、総面積の約 3 分の 2 が山地、残り 3 分の 1 が平野部で構成されています。

本町の中央を大字黒山に端を発する越辺川が貫流し、越辺川の支流の龍ヶ谷川、麦原川、上殿川をはじめとする中小の溪流や地形の変化に富んだ環境を持っています。

### 2 地形

本町は、下図に示すとおり埼玉県の南西部に位置し、町の面積の約 7 割が山間部であり、丘陵、台地などが東部に偏っています。山間部から東側は、地形分類では関東平野に属する埼玉平野となり、東に向かって丘陵、台地、荒川の低地へと低下していきます。町内を流れる主要河川の越辺川は、町を二分して北から弧状で流下している。各地形の特徴については、以下に示すとおりです。

#### (1) 山地

町内の西側に連なる山間部は、外秩父山地と呼ばれ、西端の飯盛峠が標高 800m 付近で最も高く、東に向かって低くなり、J R 八高線に沿った東側では標高 120~130m となっています。

山間部は主として自然林及び植林地です。越辺川の上流では、越辺川とその支流が溪谷をなし、全体に急斜面の山地です。

#### (2) 丘陵

東端の町境が標高 130m 前後の丘陵地となっており、ここから東に延び東松山市まで続いています。岩殿丘陵と呼ばれているほか、比企南丘陵や物見山丘陵とも呼ばれています。

丘陵地は植林地のほかゴルフ場が立地しています。

#### (3) 台地

南東部の上野地区に分布している。標高 60~90m で南の毛呂山町に延び、毛呂台地と呼ばれています。（広くは入間台地とも呼ばれます。）また関東平野の台地の年代的な分類では武蔵野面に属している。

主として集落地と畑地となっています。

#### (4) 低位段丘

越辺川の右岸で越生町の市街地をのせてやや広く分布するほか、上流では堂山、小杉地区の左右岸にやや狭く分布しています。河川との比高は概略 5m以内で、主として集落地と畑地となっています。

この段丘上には、関東ロームが無く低位段丘に分類されます。

(5) 低地

越辺川及びその支流沿いに分布する低平地である。幅は広い所で、500m程度であり、町の中央部から西の山間部や東の丘陵、台地部では幅 100m前後に狭く延びています。

主として集落地と水田となっています。

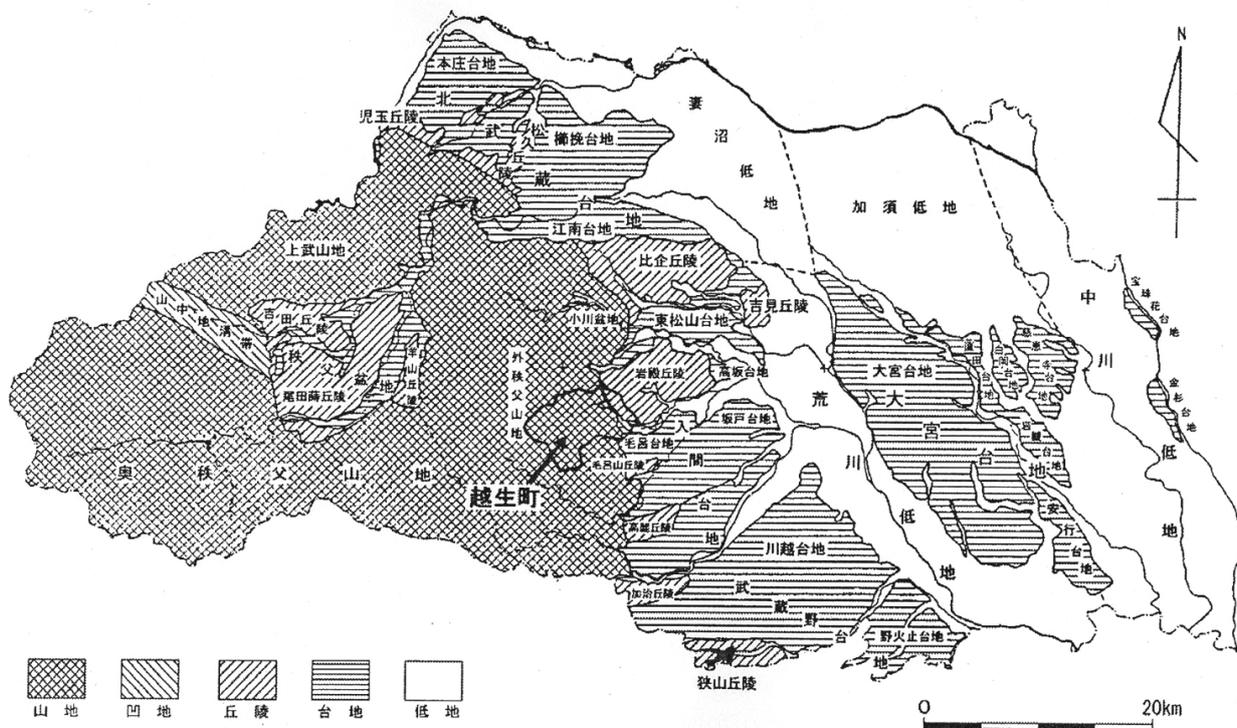


図 埼玉県の地形区分と名称 (昭和 61(1986)年 新編埼玉県史より)

3 人口・世帯数

本町の人口は、平成 12 (2000) 年頃までは都市化の影響を受けて増加しましたが、その後は減少を続け、令和 2 (2020) 年には 11,029 人となっています。

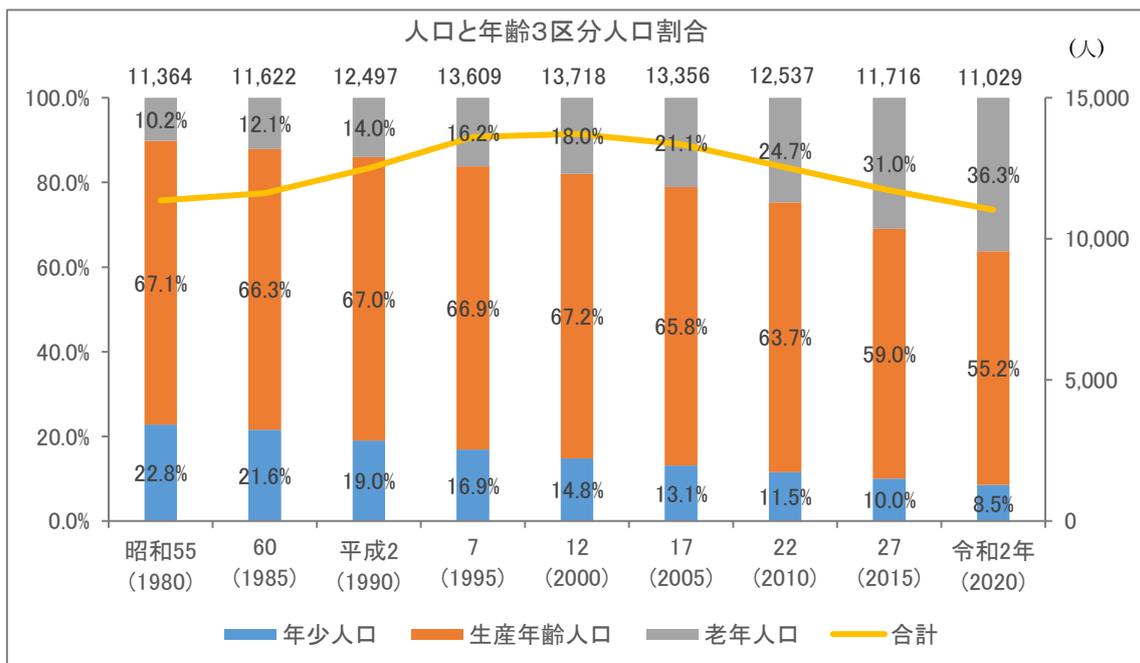
総世帯数は、核家族化の進行などにより増加しており、令和 2 (2020) 年には 4,587 世帯となっています。なお、一世帯当たりの人員は、平成 2 年の 3.6 人から令和 2 (2020) 年には 2.4 人まで減少し、世帯規

模の縮小が進んでいます。

年齢3区分別人口割合では、15歳未満の年少人口が平成2(1990)年の19.0%から令和2(2020)年には8.5%に減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は14.0%から36.3%に増加しており、少子高齢化が進行しています。

	昭和55 (1980)	60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	27 (2015)	令和2年 (2020)
人口(人)	11,364	11,622	12,497	13,609	13,718	13,356	12,537	11,716	11,029
世帯(世帯)	2,907	3,035	3,470	3,969	4,330	4,484	4,564	4,527	4,587
世帯あたり人員 (人/世帯)	3.9	3.8	3.6	3.4	3.2	3.0	2.7	2.6	2.4

※国勢調査



#### 4 経済

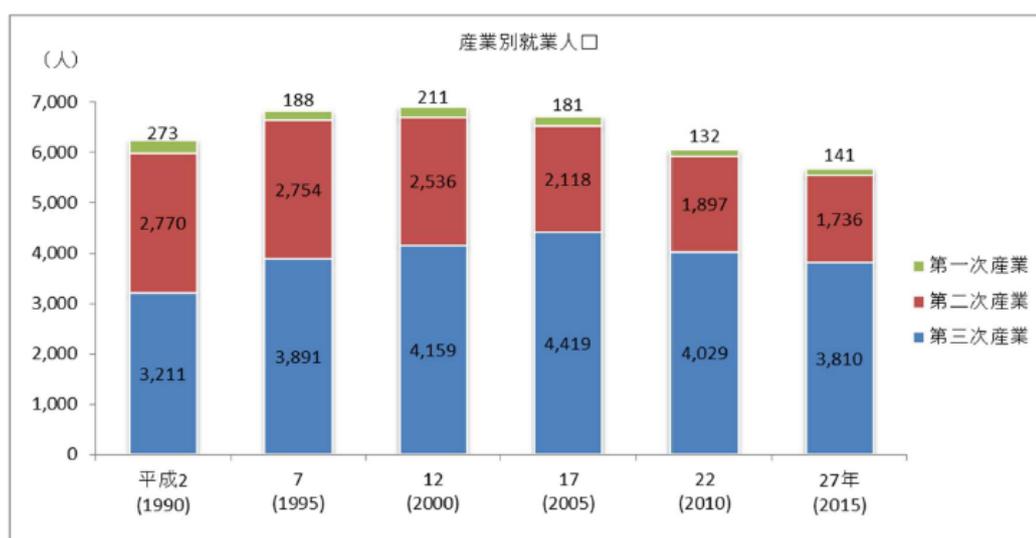
就業者数は、平成 12（2000）年から減少が続いており、平成 27（2015）年の就業者数は 5,687 人となっています。平成 27（2015）年の産業別就業者数は、第一次産業が 141 人（2.5%）、第二次産業が 1,736 人（30.5%）、第三次産業が 3,810 人（67.0%）となっています。

第一次産業は減少を続けてきましたが平成 27（2015）年にはわずかに増加しており、第二次、第三次産業は減少を続けています。全体に占める割合は第三次産業が高くなっています。

	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	27年 (2015)
第一次産業	273 4.4%	188 2.8%	211 3.1%	181 2.7%	132 2.2%	141 2.5%
第二次産業	2,770 44.3%	2,754 40.3%	2,536 36.7%	2,118 31.5%	1,897 31.3%	1,736 30.5%
第三次産業	3,211 51.3%	3,891 56.9%	4,159 60.2%	4,419 65.8%	4,029 66.5%	3,810 67.0%
合計	6,254	6,833	6,906	6,718	6,058	5,687

※分類詳細は除く

※統計おこせ、平成22年及び27年国勢調査



### 第3章 想定される大規模自然災害

本計画では、過去に町内で発生した自然災害による被害状況や各種災害に係る発生確率・被害想定、埼玉県地域強靱化計画を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される以下の大規模自然災害を対象とします。

大規模自然災害	災害の規模
地震	関東平野北西縁断層帯地震（※） （深谷断層帯・綾瀬川断層による地震）
風水害	越辺川の堤防決壊
大雪	平成 26（2014）年の大雪災害

※地震調査研究推進本部により、平成 27（2015）年 4 月からは名称が「深谷断層・綾瀬川断層」に変更されました。本計画では、埼玉県の地震被害想定及び越生町地域防災計画との関係性を分かりやすくするため、従前の名称を使用しています。

#### (1) 地震

県では、平成 25（2013）年度に地震被害想定調査を実施しており、そこでは甚大な影響を及ぼす可能性のある地震として、関東平野北西縁断層帯や立川断層帯の活断層による地震のほか、陸側プレートと海側プレートの境界部分で発生する海溝型地震も含めて 5 つの地震を想定しています。

このうち、海溝型となる東京湾北部地震や茨城県南部地震等の首都直下地震は、30 年以内に 70%の確率で発生すると言われていています。

一方、発生確率こそ低いものの、発生した場合は震源の深さが浅いことから、本町においては関東平野北西縁断層帯地震が最も甚大な被害をもたらすことが予想されます。

想定地震		マグニチュード	越生町 想定震度	30 年以内の 発生確率
海溝型 地震	東京湾北部地震	M7.3	5 強	70%
	茨城県南部地震	M7.3	5 弱	70%
	元禄型関東地震	M8.2	5 弱	ほぼ 0%
活断層型 地震	立川断層帯による地震	M7.4	5 弱	2%以下
	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	6 強	0.1%以下

〔想定地震の断層位置図〕



出典：「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成 26（2014 年）3 月 埼玉県

## (2) 風水害

埼玉県の作成した水害リスク情報図によると、越辺川が氾濫した場合に、町内各所において水深が最大で 3.0m～5.0m 程度となるような浸水被害の危険があります。

気象庁によれば、我が国における日降水量 200mm 以上の大雨の年間発生日数や時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の発生頻度は増加傾向にあり、今後水害が頻発することが懸念されます。

## (3) 大雪

平成 26 年（2014）年 2 月に発生した大雪は、本町でも多量の積雪を記録するなど、埼玉県の最深積雪を大幅に更新する観測史上最大の積雪となりました。

この大雪の影響により、幹線道路の通行止めや鉄道の運休など、交通機関に大きな影響を及ぼすとともに、多くの建築物・農作物等の被害が発生しました。

## 第4章 計画の目標

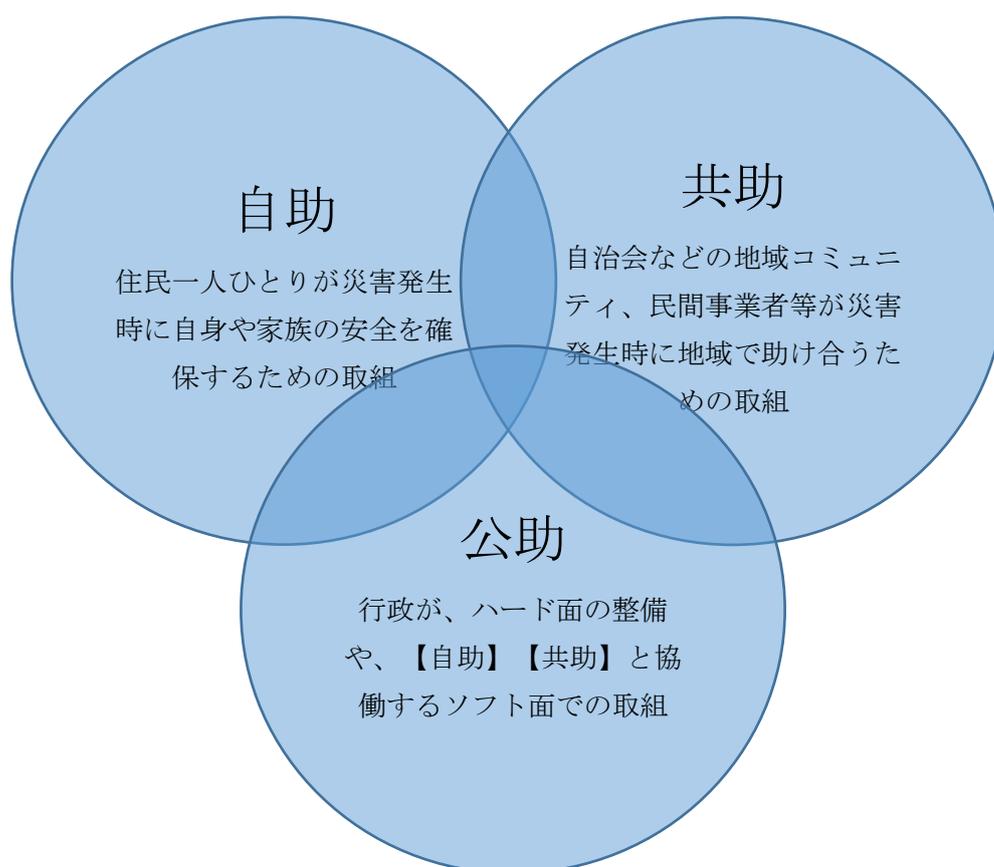
### 1 計画推進の基本的な考え方

本町の強靱化を推進するにあたり、基本計画及び県地域計画を踏まえたうえで、目指すべき将来の地域の姿を想定し、下記の考え方に沿った施策の推進を行います。

#### (1) 自助、共助、公助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根差した自助と、自治会をはじめとした身近な地域コミュニティ等による共助が重要です。

特に昨今の頻発する大規模災害に対しては、国、地方公共団体だけでなく、個人、家庭、地域、民間事業者、関係機関との適切な連携や役割分担の下、日常的な防災・減災に取り組むことで、計画を推進します。



自助・公助・共助の概念

(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ

基本目標を実現するために、施設、設備、資機材の維持管理・改修・耐災害化や代替施設の確保等の「ハード対策」だけでなく、訓練・防災教育、マニュアル更新、地域活動の推進などの「ソフト対策」を災害リスクや地域の状況に応じた適切な組み合わせにより、効果的に施策を推進します。

(3) 平時における利活用

非常時に防災・減災等の効果を持つことはもちろんのこと、平時にも利活用できる対策となるよう工夫します。

(4) 効率的な施策の推進

人口減少等に起因する需要の変化や、社会資本の老朽化等を踏まえ、施策を実施します。

(5) 地域特性に応じた施策

人のつながりや地域コミュニティの向上など、地域において町の強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境を整備します。

特に女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、性的マイノリティなどの方々にも十分配慮された施策を講じます。

また、地域特性に応じて、環境、景観、文化財などに配慮し、特に埋蔵文化財や歴史的価値の高い建築物の多い本町では、これらを考慮した施策を推進します。

## 2 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町の地域特性から次の基本目標を設定します。

- 1 町民の生命を最大限守ること
- 2 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- 3 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- 4 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

## 3 事前に備えるべき目標（行動目標）

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町の強靱化を推進し、上記基本目標を達成するために必要な事項として、次の事前に備えるべき目標（行動目標）を設定します。

- 目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標 4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し早期に復旧する
- 目標 6 経済活動の機能を維持する
- 目標 7 二次災害を発生させない
- 目標 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

## 第5章 脆弱性評価

### 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、国の国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画で設定されてる「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえ、以下のとおり8つの「事前に備えるべき目標」と32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3 物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4 孤立集落が発生する事態
	3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を	4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

確保する	4-2 県・町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要な ライフラインを確保し、 早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5 地域活動の担い手不足により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる 経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも 迅速な再建・回復ができる ようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

## 2 脆弱性の評価・分析

32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる現行の施策の取組状況や課題について、以下のとおり分析・評価を行いました。

### 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

#### 【土地利用計画の推進】

- ・防災・減災に向けたまちづくりを推進する必要があります。

#### 【町道の計画的な整備】

- ・火災時の延焼遮断帯の形成や安全な避難路の確保対策として、計画的な道路整備を推進するとともに、狭あい道路の拡幅整備に努める必要があります。

#### 【消防体制の充実】

- ・火災発生時に迅速かつ的確な消防活動が行えるよう、西入間広域消防組合と連携し、消防車両の整備や計画的な更新のほか、防火水槽、消火栓の適正な配置と維持管理に努める必要があります。
- ・各地区と連携しながら、消防団員の定員を確保する必要があります。

#### 【自主防災組織の育成・強化】

- ・被害の拡大を防ぐためには、災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

### 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

#### 【公共施設の耐震化】

- ・地震等災害時における人命の保護のため、公共施設の耐震化を促進する必要があります。

#### 【建築物の耐震化】

- ・旧耐震基準の建築物やブロック塀などの地震に対する安全性を満たしていない建築物等の倒壊等による被害を防止するため、計画的に耐震化を進める必要があります。

#### 【自主防災組織の育成・強化】

- ・被害の拡大を防ぐためには、災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな

な役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

**【空家等対策の推進】**

- ・空家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊事故や屋根材等の飛散事故が発生する恐れがあります。危険空家の増加を抑制するため、空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空家の状況に応じて利活用又は除去を推進するなど、総合的な空家対策を実施する必要があります。

**1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態**

**【土地利用計画の推進】**

- ・防災・減災に向けたまちづくりを推進する必要があります。

**【地域性を考慮した水路の整備】**

- ・都市下水路については、集中豪雨などの対策として整備に努め、地域住民の協力を得ながら適正な維持管理に努める必要があります。

**【水防体制の充実】**

- ・水防団員の定員を確保し、水防訓練への参加促進等により、技術向上を図る必要があります。

**【ハザードマップの活用】**

- ・各種ハザードマップにより、住民の防災意識の高揚に努める必要があります。

**【情報伝達体制の整備】**

- ・早期の避難を促すため、緊急災害時に遅滞なく情報の伝達ができる体制を整備する必要があります。

**1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態**

**【開発許可制度による指導の徹底】**

- ・開発許可制度の適切かつ継続的な指導により、造成宅地からの土砂災害等を防止する必要があります。

**【ハザードマップの活用】**

- ・各種ハザードマップにより、住民の防災意識の高揚に努める必要があります。

**【情報伝達体制の整備】**

- ・早期の避難を促すため、緊急災害時に遅滞なく情報の伝達ができる体制を整備する必要があります。

**【外水氾濫の発生予防】**

- ・河川の氾濫等による被害発生の対策を図っていく必要があります。

**【ため池の適正管理】**

- ・ため池の決壊による被害発生の予防を図っていく必要があります。

**1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態**

**【交通事業者との連携】**

- ・交通機関に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備、耐震化については、交通事業者と密な連携を図り推進する必要があります。

**1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態**

**【関係機関との連携】**

- ・関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織、医療機関等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要があります。

**【消防体制の充実】**

- ・発災時に迅速かつ的確な消防活動が行えるよう、西入間広域消防組合と連携し、各種設備の適正な配置と維持管理に努める必要があります。
- ・各地区と連携しながら、消防団員の定員を確保する必要があります。

**【自主防災組織の育成・強化】**

- ・被害の拡大を防ぐためには、災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。

**【防災対策の推進】**

- ・災害発生時における職員の初動体制を整備する必要があります。

- ・さまざまな緊急事態等を想定し、「越生町地域防災計画」を随時見直す必要があります。

#### 【ハザードマップの活用】

- ・各種ハザードマップにより、住民の防災意識の高揚に努める必要があります。

#### 【避難行動要支援者対策】

- ・災害時に自ら避難することが困難な要介護の高齢者や障がい者等について、円滑かつ迅速に避難することができるように、避難行動要支援者の支援体制を整備する必要があります。

### 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

#### 【関係機関との連携】

- ・関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織、医療機関等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要があります。

#### 【町道の計画的な整備】

- ・救急医療機関への交通アクセスの改善、搬送時間の短縮のための幹線道路の拡充を行うとともに、狭あい道路の拡幅整備に努める必要があります。

#### 【消防体制の充実】

- ・各地区と連携しながら、消防団員の定員を確保する必要があります。

#### 【受援体制の整備】

- ・災害時において必要な外部からの応援を早急に受け入れ、応援部隊が円滑に支援を実施できるよう、受援体制の構築に取り組む必要があります。

### 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

#### 【医師会等との協議】

- ・災害時の医療提供体制の整備等について、医師会等と協議を進める必要があります。

### 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

#### 【生活環境対策の推進】

- ・日常のごみや災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制を

整備し、環境保全上支障のない仮置き場を確保する必要があります。

**【上水道の計画的かつ適切な整備と維持管理】**

- ・老朽化が進んだ上水道について、定期的な点検をおこなう必要があります。

**【農業集落排水の適正な維持管理】**

- ・老朽化が進んだ農業集落排水について、定期的な点検をおこなう必要があります。

**3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態**

**【町道の計画的な整備】**

- ・大規模災害時の道路閉塞等を回避するため、計画的な道路整備を推進するとともに、狭あい道路の拡幅整備に努める必要があります。

**【建築物の耐震化】**

- ・旧耐震基準の建築物やブロック塀などの地震に対する安全性を満たしていない建築物等の倒壊等による被害を防止するため、計画的に耐震化を進める必要があります。

**3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態**

**【帰宅困難者対策の強化】**

- ・大規模災害の発生時に、交通機関の停止等により、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想されるため、一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策の強化が必要です。

**【交通事業者との連携】**

- ・交通機関に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備、耐震化については、交通事業者と密な連携を図り推進する必要があります。

**3-3 物資の輸送が長期間停止する事態**

**【町道の計画的な整備】**

- ・物資輸送を閉塞させないために、交通ネットワークの強化に努める必要があります。

**3-4 孤立集落が発生する事態**

**【物資輸送対策】**

- ・孤立集落が発生し、物資等の輸送が途絶えた場合に備える必要があります。

**【緊急時連絡手段の確保】**

- ・孤立集落が発生した場合に備え、集落代表者との緊急時連絡手段を確保しておく必要があります。

**3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態**

**【各種伝達方法の整備】**

- ・防災行政無線の屋外拡声子局では屋内で聞こえにくいいため、緊急災害時には遅滞なく情報の伝達ができる体制を整備する必要があります。

**【防災中枢拠点等における非常用通信手段の確保】**

- ・大規模災害時には通信インフラが麻痺・機能停止するおそれがあるため、防災中枢拠点や指定避難所等に非常通信手段を整備する必要があります。

**【情報通信機能の耐障害性の強化】**

- ・大規模災害時における行政機能の維持に必要となる町庁舎の情報通信機能について、耐障害性の強化を図るとともに、情報システムの機能確保に向けた整備を推進する必要があります。

**3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態**

**【町民への情報伝達手段の拡充】**

- ・町民の情報提供においては、広報紙、ホームページ、メール配信、広報車、エリアメール、ソーシャルメディア等、様々な媒体により伝達する必要があります。

**4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態**

**【総合的な防犯体制の推進】**

- ・大規模災害時には、空き巣や避難所での窃盗、暴行・傷害行為等が発生するなど、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、平常時から警察や防犯協会等の関係機関と連携強化を図るとともに、地域の自主防犯活動団体の活動に対する支援等を積極的に推進する必要があります。

**4-2 県・町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態**

#### **【業務継続体制の強化】**

- ・町役場自体が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急業務や優先度の高い通常業務（非常時優先業務）を発災直後から適切に実施できるように、あらかじめ体制を整えておく必要があります。

#### **【受援体制の整備】**

- ・災害時において必要な外部からの応援を早急に受け入れ、応援部隊が円滑に支援を実施できるよう、受援体制の構築に取り組む必要があります。

### **5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態**

#### **【災害備蓄品・備蓄倉庫等の備蓄推進】**

- ・大規模災害時には、市場・流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、食料や飲料水、生活必需品等を確保するとともに災害備蓄倉庫を計画的に整備する必要があります。

#### **【協定締結の促進】**

- ・食料や飲料水、生活必需品の物資について、民間事業者との調達協定の締結等により、円滑に確保できる体制を整備する必要があります。

#### **【町民の防災意識の啓発・向上】**

- ・町民一人ひとりが防災意識をもって、非常食や感染対策用品等の備蓄などを行う必要があります。

### **5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態**

#### **【民間事業者との連携による燃料の確保】**

- ・応急対策業務で必要となる燃料の確保について、関係事業者の協力が得られる体制を確率しておく必要があります。

#### **【再生可能エネルギーの導入拡大】**

- ・エネルギー供給源の多様化や電力供給が途絶えた場合への対応として、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要があります。

### **5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態**

#### **【越生町水道事業危機管理マニュアルの定期的な見直し】**

- ・災害対応を速やかに実施するため、越生町水道事業危機管理マニュアルの定期的な見直しを推進する必要があります。

#### **【水道施設の強化・耐震化】**

- ・上水道については、経年劣化による老朽化が進んでいることから、大規模災害時の断水被害等を低減させるため、水道施設の強化及び耐震化を推進する必要があります。

#### **【応急給水体制の整備】**

- ・給水車や給水袋、非常時の飲料水等について、地震災害等に備えて配備した既存の資器材の活用を図りつつ、策定済みの応急給水マニュアルや給水体制について、必要に応じて更新することが必要です。

### 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

#### **【し尿処理体制の整備】**

- ・下水処理施設等のし尿処理施設が長期間利用不能となった場合に備え、関係機関と連携し、大規模災害時におけるし尿を処理するための体制を整備する必要があります。

#### **【合併処理浄化槽への促進の転換】**

- ・浄化槽について、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

### 5-5 地域活動の担い手不足により、避難所等の生活環境が悪化する事態

#### **【避難所運営体制の整備】**

- ・避難所における生活が長期化する場合は、自主防災組織により自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備する必要があります。

#### **【避難所機能の確保・強化】**

- ・大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に備え、避難所の收容能力の拡大を図るとともに、避難所生活に配慮が必要な障がい者や高齢者のための福祉避難所の確保が必要です。

#### **【避難所における衛生環境の保持】**

- ・避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、手指衛生の徹底や発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営を行う必要があります。

#### **【避難所におけるペットの適切な衛生環境の確保】**

- ・避難所における体調不良によるペットからの感染症等の発生や糞尿等による衛生環境の悪化等のおそれがあるため、飼い主に対す

る避難所でのマナーを啓発する必要があります。

#### 6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

##### 【農業生産力の確保】

- ・被災後の離農に対する対策として、個々の経営体強化を図るとともに、農地の引き受け手となる担い手の育成を図る必要があります。

#### 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

##### 【中小企業への支援】

- ・中小企業等が、災害発生時により、経営の安定に支障をきたし、地元経済や町民生活に影響を及ぼすおそれがあることから、町の融資制度等により被災した中小企業の経済活動の維持を支援する必要があります。

#### 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

##### 【消防体制の充実】

- ・火災発生時に迅速かつ的確な消防活動が行えるよう、西入間広域消防組合と連携し、消防車両の整備や計画的な更新のほか、防火水槽、消火栓の適正な配置と維持管理に努める必要があります。
- ・各地区と連携しながら、消防団員の定員を確保する必要があります。

#### 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

##### 【農地・山林の乱開発の防止】

- ・農地・山林の乱開発を防止し、治水機能のを保持する必要があります。

##### 【地域性を考慮した水路の整備】

- ・都市下水路については、集中豪雨などの対策として整備に努め、地域住民の協力を得ながら適正な維持管理に努める必要があります。

#### 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

##### 【有害物質等の流出対策】

- ・事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、災害後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等によ

り、流出事故に迅速に対応できる体制を確保・整備する必要があります。

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

##### 【災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実強化】

- ・「越生町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理等に係る協力体制の強化を図る必要があります。

##### 【災害廃棄物仮置場整備の推進】

- ・災害廃棄物仮置き場は、発生した災害の規模に応じて直ちに設ける必要があります。また、近年その規模も拡大する傾向にあります。これらに対応するための体制整備が必要です。

#### 8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 【復興まちづくりの事前準備】

- ・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討する必要があります。

#### 8-3 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

##### 【農業生産力の確保】

- ・被災後の離農に対する対策として、個々の経営体強化を図るとともに、農地の引き受け手となる担い手の育成を図る必要があります。

#### 8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

##### 【土地利用計画の推進】

- ・防災・減災に向けたまちづくりを推進する必要があります。

##### 【地域性を考慮した水路の整備】

- ・都市下水路については、集中豪雨などの対策として整備に努め、地域住民の協力を得ながら適正な維持管理に努める必要があります。

#### 8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

##### 【復旧・復興に向けた人材の確保】

- ・災害時の道路通行への応急対応など、あらゆる分野で速やかな復旧・復興を図るために不可欠な人材を確保する必要があります。

## 第6章 強靱化に向けた施策の推進方針

脆弱性の評価・分析を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、取組に必要な施策分野を以下の14分野として整理し、推進方針として整理します。

なお、各分野の推進方針には相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担の下、各課所等が連携して取り組むことで実効性・効率性の確保に取り組みます。

強靱化に向けて取り組む14分野		
1 行政機能(消防含む)	6 情報通信	11 土地利用
2 住宅・都市	7 産業	12 環境
3 保健医療	8 交通	13 地域づくり／ リスクコミュニケーション
4 福祉	9 農業	
5 エネルギー	10 ライフライン	14 老朽化対策

### 1 行政機能（消防含む）

#### ◎消防体制の充実【総務課】

（リスクシナリオ 1-1、1-6、2-1、7-1）

- ・火災発生時に迅速かつ的確な消防活動が行えるよう、消防車両の整備や計画的な更新のほか、防火水槽、消火栓の適正な配置と維持管理に努めます。
- ・消防団員の定員確保に努めます。

#### ◎水防体制の充実【総務課】

（リスクシナリオ 1-3）

- ・越辺高麗川水害予防組合による水防訓練への参加を促進し、水防団員の技術向上を図ります。

#### ◎関係機関との連携【総務課】

（リスクシナリオ 1-6、2-1）

- ・関係機関（県、自衛隊、警察、消防、自主防災組織、医療機関等）との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図ります。

#### ◎防災対策の推進【総務課】

（リスクシナリオ 1-6）

- ・「業務継続計画（BCP）」の実行性を図るため、適宜必要な改定を行うほか、訓練等の実施検証を通じた新たな課題等の洗い出しに基づく継続的な改善を行います。

- ・「越生町地域防災計画」を随時見直し、災害対応力の向上を図ります。

◎**受援体制の整備【総務課】**

(リスクシナリオ 2-1、4-2)

- ・受援窓口の設定や必要な応援協定の締結、関係機関との連絡窓口の設定、受援計画の策定など、受援体制の構築に取り組みます。

◎**業務継続体制の強化【総務課】**

(リスクシナリオ 4-2)

- ・越生町業務継続計画（BCP）など、各課所の対応マニュアルを定期的に見直し、業務継続体制の強化を推進します。

◎**復旧・復興に向けた人材の確保【総務課】**

(リスクシナリオ 8-5)

- ・災害時の道路通行への応急対応及び物資並びに情報の提供や町民相談を行うため、災害支援協定を締結しているさまざまな関係団体の協力を得るなど、復旧・復興に向けた人材確保のための体制を整備していきます。

≪指標≫

●**消防団員（＝水防団員）数**

103 名〔定員満了〕(令和 3(2021)年)→103 名〔定員満了〕(令和 8(2026)年)

●**水防団員の訓練参加回数**

0 回(令和 3(2021)年)→1 回(令和 8(2026)年)

●**関係機関の参加する町防災訓練の年間実施回数**

0 回(令和 3(2021)年)→1 回(令和 8(2026)年)

## 2 住宅・都市

◎**土地利用計画の推進【まちづくり整備課】**

(リスクシナリオ 1-1、1-3、8-4)

- ・「越生町都市計画マスタープラン」「越生町立地適正化計画」等により、コンパクトシティの形成に向けた取組みを推進し、消防活動困難区域の解消に努めます。
- ・都市のコンパクト化と強靱化を併せた安全かつ持続的なまちづくりを進めるため、「越生町都市計画マスタープラン」及び「越生町立地適正化計画」において災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針を策定するとともに、浸水ハザードエリアの土地利用のあり方について複合的な視点から検討します。

#### ◎町道の計画的な整備【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 1-1、2-1、3-1、3-3)

- ・延焼遮断や避難経路・物資輸送路を確保するため、「狭あい道路整備等促進事業」に基づく狭あい道路の拡幅整備や、「越生町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋梁の計画的な維持管理等により、安全で安心な道路交通の確保を行います。（※具体的施策については別紙参照）
- ・救急医療機関への交通アクセスの改善、搬送時間の短縮のための幹線道路の拡充を推進するとともに、狭あい道路の拡幅整備に努めます。（※具体的施策については別紙参照）

#### ◎地域性を考慮した水路の整備【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 1-3、7-2、8-4)

- ・地元自治会などの協力により、都市下水路の適正な維持管理に努めます。

#### ◎外水氾濫の発生予防【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 1-4)

- ・河川の氾濫等を防ぐため、浚渫等による予防対策を推進します。（※具体的施策については別紙参照）

#### ◎復興まちづくりの事前準備【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 8-2)

- ・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討します。

### 3 保健医療

#### ◎医師会等との協議【総務課】

(リスクシナリオ 2-2)

- ・迅速かつ適切な医療救護活動を行い、医療救護活動に必要な物資を確保するため、医師会等関係機関と連携強化に向けた協議を進めます。

#### ◎避難所における衛生環境の保持【総務課】

(リスクシナリオ 5-5)

- ・避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備します。手指衛生の徹底や発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営に努めるとともに、定期的な運営訓練により実効性を高めます。

## 4 福祉

### ◎避難所機能の確保・強化【総務課】

(リスクシナリオ 5-5)

- ・大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に対応するため、災害の状況に応じて指定避難所以外の公共施設の活用を図るとともに、民間施設の避難所利用についても検討します。また、社会福祉施設との協定により、さらなる福祉避難所の確保を図ります。

### ◎避難行動要支援者対策【健康福祉課】

(リスクシナリオ 1-6)

- ・避難行動要支援者名簿及び個別支援計画について、適宜掲載内容の確認及び更新を行い、避難支援等関係者に提供します。

## 5 エネルギー

### ◎民間事業者との連携による燃料の確保【総務課】

(リスクシナリオ 5-2)

- ・民間業者との間で燃料の提供に関する協定を締結し、災害応急対策に必要な燃料を確保できる体制を整備します。

### ◎再生可能エネルギーの導入拡大【総務課、まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 5-2)

- ・町有施設に太陽光発電設備を整備するとともに、可搬型蓄電池設備（電気自動車含む）を併設することで、災害時のエネルギー供給を可能とします。併せて町民の住宅用太陽光発電や蓄電池の設備設置を促進することで、電力供給が途絶えた場合に対するエネルギーセキュリティの向上を図ります。

## 6 情報通信

### ◎情報伝達体制の整備【総務課】

(リスクシナリオ 1-3、1-4、3-5)

- ・防災行政無線の定期動作確認を続けるほか、防災行政無線以外の伝達方法の整備に努めます。

### ◎緊急時連絡手段の確保【総務課】

(リスクシナリオ 3-4)

- ・現状、孤立可能性のある集落には衛星携帯電話を配布していますが、よりつながりやすい新たな通信方法を模索していきます。

### ◎町民への情報伝達手段の拡充【総務課】

(リスクシナリオ 3-6)

- ・情報伝達手段の拡充を図ります。
- ◎防災中樞拠点等における非常用通信手段の確保【総務課、企画財政課】

(リスクシナリオ 3-5)

- ・防災中樞拠点での非常用通信機器を維持するとともに、新たに指定避難所等にも非常用通信手段を確保します。また、指定避難所等で情報収集ができるよう、公共施設における公衆無線LANの整備を進め、町立学校施設の教育用無線LANを非常時には開放します。

◎情報通信機能の耐障害性の強化【企画財政課】

(リスクシナリオ 3-5)

- ・大規模災害時における情報システムの機能確保に向けて、「自治体クラウド」の利用を促進します。

≪指標≫

●越生町メール配信サービス登録者数

944名(令和3(2021)年)→1,038名(令和8(2026)年)

## 7 産業

◎中小企業への支援【産業観光課】

(リスクシナリオ 6-2)

- ・中小企業等における資金調達の支援や相談業務を行い、早急な経済回復、復興に向けた取り組みを実施します。

## 8 交通

◎帰宅困難者対策の強化【総務課】

(リスクシナリオ 3-2)

- ・一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策の強化を図ります。

◎交通事業者との連携【企画財政課】

(リスクシナリオ 1-5、3-2)

- ・交通事業者と平時から連携を図り、施設の耐震化等の事前対策の徹底や発生後の早期復旧について働きかけます。

## 9 農業

◎農業生産力の確保【産業観光課】

(リスクシナリオ 6-1、8-3)

- ・被災後の離農に対する対策として、個々の経営体強化を図るととも

に、農地の引き受けてとなる担い手の育成を図ります。

◎農地・山林の乱開発の防止【産業観光課】

(リスクシナリオ 7-2)

- ・農地法・森林法等に基づく適切な指導により、農地・山林の乱開発を防ぎます。

## 10 ライフライン

◎災害備蓄品・備蓄倉庫等の備蓄推進【総務課】

(リスクシナリオ 5-1)

- ・食料や飲料水、生活必需品等の災害備蓄品の整備・充実を図ります。また、災害備蓄倉庫については、地域の被害想定状況等を考慮し、計画的な整備を図ります。

◎協定締結の促進【総務課】

(リスクシナリオ 5-1)

- ・食料や飲料水、生活必需品等の物資について、民間事業者との調達協定の締結等により、円滑に確保できる体制を整備します。

◎民間事業者との連携による燃料の確保【総務課】

(リスクシナリオ 5-2)

- ・民間業者との間で燃料の提供に関する協定を締結し、災害応急対策に必要な燃料を確保できる体制を整備します。

◎応急給水体制の整備【総務課、水道課】

(リスクシナリオ 5-3)

- ・給水車や給水袋、非常時の飲料水等は、地震災害等に備え配備した既存の資器材の活用を図りつつ、策定済みの防災マニュアルを適宜見直すことで、給水体制の充実に向けた検討を継続的に実施します。

◎し尿処理体制の整備【総務課、まちづくり整備課、産業観光課】

(リスクシナリオ 5-4)

- ・下水処理施設等のし尿処理施設の防災機能強化及び機能停止時の代替処理手段の確保を検討します。

◎越生町水道事業危機管理マニュアルの定期的な見直し【水道課】

(リスクシナリオ 5-3)

- ・災害対応を速やかに実施するため、越生町水道事業危機管理マニュアルの定期的な見直しを行います。

≪指標≫

●非常用飲料水の備蓄

## 11 土地利用

### ◎開発許可制度による指導の徹底【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 1-4)

- ・開発許可制度の適切かつ継続的な指導により、造成宅地からの土砂災害等の防止を図っていきます。

## 12 環境

### ◎空家等対策の推進【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 1-2)

- ・大規模災害発生時に空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、「越生町空家等対策計画」に基づき、空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空家対策を推進します。（※具体的施策については別紙参照）

### ◎生活環境対策の推進【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 2-3)

- ・「越生町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を適切に処理するための体制整備を推進します。

### ◎避難所におけるペットの適切な衛生環境の確保【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 5-5)

- ・ペットのワクチン接種や定期的に獣医師の診察を受けるといった動物の管理に努めることや、避難所への同行避難など、災害時に飼い主がすべきことについて普及啓発を行います。また、所有者不明ペットの発生対策として、マイクロチップの利用について、普及啓発と装着の促進を行います。

### ◎有害物質等の流出対策【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 7-3)

- ・事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、災害後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等により、流出事故に迅速に対応できる体制を確保・整備します。

### ◎災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実強化【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 8-1)

- ・災害廃棄物を円滑に処理するため、「越生町災害廃棄物処理計画」

に基づき、災害時でも速やかに災害廃棄物を処理するための体制を整備するほか、計画の更新等により引き続き処理体制の充実を図ります。

◎災害廃棄物仮置場整備の推進【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 8-1)

- ・災害廃棄物仮置場は、発生した災害の規模に応じて直ちに設ける必要があり、また、近年、その規模も拡大する傾向にあります。このため、「越生町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物仮置場の整備を推進し、災害時における即応性と対応力を高めます。

### 13 地域づくり／リスクコミュニケーション

◎自主防災組織の育成・強化【総務課】

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-6)

- ・自主防災組織の活動支援やリーダーの育成を図ります。また、初期消火器具の設置とそれに伴う防災訓練の実施など、地域における初期消化力の向上を進めます。

◎ハザードマップの活用【総務課】

(リスクシナリオ 1-3、1-4、1-6)

- ・住民の自助・共助の取り組みを推進し、防災意識の高揚を図るため、ハザードマップ等を活用し、防災講習会等を開催します。

◎物資輸送対策【総務課】

(リスクシナリオ 3-4)

- ・孤立可能性集落の一時避難所等に、食料品等を備蓄します。

◎総合的な防犯体制の推進【総務課】

(リスクシナリオ 4-1)

- ・大規模災害時には、空き巣や避難所での窃盗、暴行・傷害行為等が発生するなど、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、平常時から警察や防犯協会等の関係機関と連携強化を図るとともに、地域の自主防犯活動団体の活動に対する支援等を積極的に推進します。

◎町民の防災意識の啓発・向上【総務課】

(リスクシナリオ 5-1)

- ・広報紙等を通じ、町民に対し非常食や感染対策用品の備蓄を呼びかけるなど、防災意識の啓発・向上に努めます。

◎避難所運営体制の整備【総務課】

(リスクシナリオ 5-5)

- ・避難所における生活が長期化する場合は、自主防災組織により自主的な避難所運営ができるよう、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練を実施します。また、地域防災活動の担い手となるリーダーを育成します。

《指標》

●リーダー養成研修参加者数

27名(令和3(2021)年)→29名(令和8(2026)年)

●防災講習会開催回数

0回(令和3(2021)年)→1回(令和8(2026)年)

●防犯パトロール隊員数

- ・地域防犯推進委員数 34名(令和3(2021)年)→34名(令和8(2026)年)
- ・駅前防犯パトロール隊員数 57名(令和3(2021)年)→57名(令和8(2026)年)

●町広報紙への防災啓発記事の掲載

年0回(令和3(2021)年)→年1回(令和8(2026)年)

## 14 老朽化対策

### ◎公共施設の耐震化【企画財政課、まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 1-2)

- ・「越生町公共施設等総合管理計画」「越生町公共施設等個別施設計画」「越生町営住宅長寿命化計画」に基づき、効率的で効果的な施設改修・更新等を行い、施設の安全性を確保します。(※具体的施策については別紙参照)

### ◎ため池の適正管理【産業観光課】

(リスクシナリオ 1-4)

- ・農村地域防災減災総合計画等に従い、ため池の適正な整備を推進します。(※具体的施策については別紙参照)

### ◎農業集落排水の適正な維持管理【産業観光課】

(リスクシナリオ 2-3)

- ・越生町集落排水事業維持管理適正化計画(仮)(令和7年度策定予定)に基づき、必要な点検を行います。

### ◎建築物の耐震化【まちづくり整備課】

(リスクシナリオ 1-2、3-1)

- ・「越生町建築物耐震改修促進計画」に基づき、大規模な災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、計画的かつ総合的に建築物の

耐震化を推進します。（※具体的施策については別紙参照）

◎合併処理浄化槽への促進の転換【まちづくり整備課】

（リスクシナリオ 5-4）

- ・「越生町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度」等の制度を活用し、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。（※具体的施策については別紙参照）

◎上水道の計画的かつ適切な整備と維持管理【水道課】

（リスクシナリオ 2-3）

- ・越生町水道事業基本計画に基づき、必要な点検を行います。

◎水道施設の強化・耐震化【水道課】

（リスクシナリオ 5-3）

- ・重要給水施設に係る配水管路、それ以外の基幹管路等、優先順位について精査し、その強化を図ります。また、老朽化した管路の更新と併せて、計画的に耐震管への更新に努めます。

≪指標≫

●点検（整備）対象ため池数

6箇所(令和3(2021)年)→6箇所(令和8(2026)年)

●点検対象事業農業集落排水施設数

7施設(令和3(2021)年)→7施設(令和8(2026)年)

●水道管路の耐震化率

4.1%(令和2(2020)年)→10.0%(令和8(2026)年)

# 別表

## 越生町国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細

リスクシナリオ	個別具体的施策名	施策内容	該当する国土強靱化予算	取組指標の現状値	取組指標の目標値	事業期間	総事業費 (百万円)
1-1、2-1、 3-1、3-3	越生町道路整備事業(仮)	町道1-7号線道路改良工事	防災・安全交付金(①道路事業)	定量化困難	定量化困難	R4.4.1～R8.3.31	60
1-1、2-1、 3-1、3-3	狭あい道路整備等推進事業	狭あい道路整備	防災・安全交付金(⑫住環境整備事業)	定量化困難	定量化困難	R4.4.1～R7.3.31	9
1-2	越生町宮仲町住宅整備事業(仮)	給排水管更新工事設計事務	防災・安全交付金(⑫住環境整備事業)	定量化困難	定量化困難	R4.4.1～R5.3.31	1.5
1-2	越生町宮仲町住宅整備事業(仮)	給水管更新工事	防災・安全交付金(⑫住環境整備事業)	定量化困難	定量化困難	R5.4.1～R6.3.31	40
1-2	越生町空家対策総合支援事業	越生町空家等対策計画の改訂	住宅市街地総合整備促進事業費補助(②空き家対策総合支援事業)	定量化困難	定量化困難	R3.4.1～R8.3.31	2
1-2、3-1	越生町宅地耐震化推進事業(仮)	大規模盛土2次スクリーニング計画策定	防災・安全交付金(④砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業)	定量化困難	定量化困難	R4.4.1～R5.3.31	6
1-3	越生町宮仲町住宅整備事業(仮)	外壁改修工事	防災・安全交付金(⑫住環境整備事業)	定量化困難	定量化困難	R6.4.1～R7.3.31	50
1-4	越生町橋梁整備事業(仮)	橋梁長寿命化耐震補修事業	防災・安全交付金(①道路事業)	定量化困難	定量化困難	R4.4.1～R8.3.31	40
1-4	農村地域防災減災事業(劣化状況調査)	地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災減災対策	農村地域防災減災事業	(修繕補修必要箇所調査対象ため池数)6か所	(修繕補修必要箇所調査完了ため池数)6か所	R3.4.1～R5.3.31	8
2-3	水道管路緊急改善事業	布設後40年以上経過した基幹管路の更新事業	生活基盤施設耐震化等交付金	更新延長0km	更新延長3.2km	R4.4.1～R8.3.31	136
5-4	浄化槽設置整備事業	浄化槽設置整備事業	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)(①浄化槽設置整備事業)	(交付金活用設置浄化槽数)15基(R3年度)	(交付金活用設置浄化槽数)75基(R8年度)	R3.4.1～R8.3.31	35